

山梨県公報

号外第二十九号

平成十五年

四月一日

火曜日

目次

選挙管理委員会

政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体……………一
不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十五年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第十七条第二項適用団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由連合山梨県支部	石井健祐	河野恒之	西八代郡三珠町上野三〇八〇七
健有会	土屋勝士	八巻秀一	西八代郡三珠町三〇八〇七
一徳会	丸山和徳	菊島昭彦	東八代郡一宮町中尾九九二
昭和町を良くする会哲友会	深澤秋男	深澤敏朗	中巨摩郡昭和町河東中島二〇三九
Party 21	藤川秀樹	松村政	中巨摩郡玉穂町極楽寺四二七

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号の二

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第二

号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和五十七年山梨県選挙管理委員会告示第三号、昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号、平成元年山梨県選挙管理委員会告示

示第二十五号、平成十年山梨県選挙管理委員会告示第十四号、同第四十八号、平成十一年山梨県選挙管理委員会告示第十七号、平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第五十号及び平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のとおり改正する。

平成十五年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正)

一の表中「中巨摩郡榑形町桃園三四〇」を「南アルプス市桃園三四〇」に改め、二の表中「中巨摩郡榑形町小笠原五七二九」を「南アルプス市小笠原八八〇番地の三」に、「若草町十日市場七二七」を、「十日市場七二七」に改める。

(昭和五十七年山梨県選挙管理委員会告示第三号の一部改正)

表中「中巨摩郡榑形町上宮地一四〇八番地」を「南アルプス市上宮地一四〇八番地」に改める。

(昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号の一部改正)

表中「山梨医科大学医学部附属病院」を「山梨大学医学部附属病院」に、「中巨摩郡玉穂村下河東一一〇番地」を「中巨摩郡玉穂町下河東一一〇番地」に改める。

(平成元年山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の一部改正)

表中「中巨摩郡白根町在家塚一三〇五番地」を「南アルプス市在家塚一三〇五番地」に改める。

(平成十年山梨県選挙管理委員会告示第十四号の一部改正)

表中「中巨摩郡甲西町荊沢二五五番地」を「南アルプス市荊沢二五五番地」に改める。

(平成十年山梨県選挙管理委員会告示第四十八号の一部改正)

表中「中巨摩郡甲西町田島一一〇八番地」を「南アルプス市田島一一〇八番地」に改める。

(平成十一年山梨県選挙管理委員会告示第十七号の一部改正)

表中「中巨摩郡榑形町小笠原一〇七七番地二」を「南アルプス市小笠原一〇七七番地二」に改める。

(平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第五十号の一部改正)

表中「南巨摩郡富沢町福士二六八八番地三」を「南巨摩郡南部町福士二六八八番地三」に改める。

(平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第二十八号の一部改正)

表中「中巨摩郡白根町西野二二九四番地二」を「南アルプス市西野二二九四番地二」に改める。